

日本神経摂食嚥下・栄養学会  
ホームページ広告掲載規程

(目的)

第 1 条 本規程は、日本神経摂食嚥下・栄養学会学会（以下、本学会）のホームページに掲載するバナー広告（画像で表示された情報で、広告主が指定するホームページにリンクする機能を有するもの、以下、広告）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告主)

第 2 条 広告を掲載できる者は、原則として摂食嚥下・栄養障害に関連した業種でなければならない。

(広告の内容に関する制限)

第 3 条 本学会ホームページに掲載する広告は、その内容が神経摂食嚥下・栄養の普及に関するものに限るものとする。

2. 広告の画像ならびにリンク先のコンテンツが以下のいずれかと判断されるものについては掲載しない。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 本学会が、広告主、その商品、サービス等を保証または指定をしているかのような表現のもの
- (3) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- (4) 法令に違反しているもの、違反するおそれがあるもの
- (5) 公の秩序、または善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (6) 人権を侵害しているもの、または侵害するおそれがあるもの
- (7) 比較広告と考えられるもの
- (8) 虚偽の表示、誇大な表現、または誤解を招くような表現を含むもの
- (9) 政治活動を目的とするもの
- (10) 宗教活動を目的とするもの
- (11) 個人または団体の意見表明を目的とするもの
- (12) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損または業務妨害となるおそれがあるもの
- (13) 個人名または団体名、写真、談話、および商標、著作権などを無断で使用したもの
- (14) 本学会に不利益をもたらすおそれがあるもの
- (15) その他、本学会が不適切と判断したもの

(情報内容の責任の所在)

第 4 条 掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとする。

広告掲載の結果、本学会が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任は広告主が負うものとする。

(広告の申請)

第 5 条 広告を掲載しようとする者は、ホームページバナー広告掲載申込書に、広告の原稿およびデータを添えて本学会事務局に提出する。

(1) 掲載は毎月 1 日からとし、受付期間は掲載開始日の前々月の 20 日とする。ただし、20 日が土、日または祝日の場合は前業務日とする。

(広告掲載の可否の審査)

第 6 条 広告掲載の可否は、広報委員会が本規程に基づき申請内容を審査し、決定する。審査の結果は原則として掲載開始月の前月 20 日までに広告主に報告する。

(広告内容の変更)

第 7 条 広告主は、広告原稿、リンク先ページアドレス、リンク先ページを変更する場合は、事前に本学会事務局に連絡する。

2. 前項による広告内容の変更は、広報委員会が審査し可否の決定を行う。

3. バナー広告の変更に際しての更新料は、1 回につき 5,000 円 (税抜) とする。

(広告の技術的制限)

第 8 条 本学会ホームページに掲載する広告は、本学会の技術的要件を満たすものとする。

<画像>

サイズ：縦 60 ピクセル、横 240 ピクセル ファイル形式：JPG、GIF、PNG

<テキスト> 文字数 70 文字 以内

(掲載料と契約期間)

第 9 条 掲載料と契約期間は、以下の通りとする。

(1) 1 バナーあたり、契約期間は 6 ヶ月単位とする。

① 6 ヶ月契約を申し出た広告主に対しては、1 バナーあたり 60,000 円/6 ヶ月 (税抜) とする。

② 1 年契約を申し出た広告主に対しては、1 バナーあたり 100,000 円/年 (税抜) とする。

(2) 広告の掲載期間は、原則として広報委員会の審査終了月の翌月 1 日から 6 ヶ月後末日までの 6 ヶ月とする。

(契約の更新と終了)

第 10 条 広告主が契約の更新を希望する場合は、掲載期間終了予定日の 1 ヶ月前までに本学会に申し出るものとする。

2. 契約更新の可否は広報委員会が審議のうえ決定する。
3. 広告主が契約の更新を申し出ない場合は、掲載期間終了日をもって契約終了とする。
4. 広告主が契約終了後に再契約を希望する場合は、第 5 条に定めた「広告の申請」の手続きを新たに行う。

(掲載広告の掲載削除)

第 11 条 広告掲載後に広告掲載基準に反することが判明した場合には、強制的に削除できるものとする。

(掲載料の返還等)

第 12 条 納入された広告掲載料は返還しないものとする。

2. 広告の掲載期間中に本学会の都合によりホームページの公開を停止した場合（ホームページの定期検査および改修工事の場合を除く）、当該停止期間中の掲載日を延長する。

(免責事項)

第 13 条 本学会ホームページに掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとする。内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について、本学会は一切保証するものではなく、利用者の責任によって行うものとする。WEB サイトを閲覧しただけでもパソコンがウイルス感染する可能性があることなどが一般的に知られているが、利用者の判断と責任によって行うこととする。

2. また、本学会ホームページからリンクされている別サイトの内容に本学会は一切関知しない。当サイトおよびリンクされている別サイトの利用によって生じたトラブルには一切責任を負わないこととする。

3. 広告掲載は、広告掲載期間内のバナークリック数、掲載商品の売上げなどを保証するものではない。

(規程の改定)

第 14 条 本規程は、広報委員会の議を経て、理事会の承認によって変更することができる。

(附則)

1. 本規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。